

所得税・住民税の 定額減税

令和6年6月からスタートした定額減税。具体的にどんな内容か、どんな人が対象となり、どう私たちの生活に影響があるか分かりやすくご紹介します。

【住民税に関すること】

▶ 税務課 ☎23-3509

【所得税に関すること】

▶ 豊橋税務署 ☎(0532) 52-6201



◀ 定額減税特設
サイト(国税庁)



定額減税とは?

昨今の物価高騰による市民の負担を軽減するため、令和6年分所得税と令和6年度住民税を減税します。



所得税

3万円

住民税

1万円



減税されることで手取りが増える!

定額減税の対象になる人は?

日本国内に住所を有する個人

【所得税】令和6年分の所得税の納税者で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の方

【住民税】令和6年度の住民税所得割の納税者で、令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下の方



日本に住んでいて、所得税や住民税所得割の納税者であれば、個人事業主も減税の対象!

扶養親族も減税の対象に!

所得税

納税者

4万円

+

対象の扶養親族

4万円

×

人数

住民税

・給与収入が103万円以下(給与以外の収入がある場合、合計所得金額が48万円以下)など



所得税計算時には扶養控除の対象にならない16歳未満の扶養親族も対象になります!



定額減税の実施方法

給与所得者(会社員など)の場合

所得税

- ・令和6年6月1日以降の給与・賞与より、所得税額を控除して支給される。
- ・控除しきれなかった分は年末調整で減税される。

住民税

- ・特別徴収の場合、令和6年6月分の住民税は徴収されず、減税額を差し引いた額を11等分し、令和6年7月～令和7年5月分から徴収される。

個人事業主の場合

- ・令和6年分の確定申告で算出された所得税額から控除される。
- ・予定納税がある場合は、第1期分の予定納税額から本人の減税額を控除される。

- ・普通徴収の場合、令和6年度の第1期分の納付額から直接控除される。
- ・第1期分で控除しきれない場合は、第2期以降で順次控除される。